

【令和8年3月24日公布 令和8年三浦市条例第6号】

三浦市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

三浦市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和32年三浦市条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

27 市長に係る令和8年6月及び12月に支給することとなる期末手当については、第2条第4項及び第5項の規定にかかわらず、これを支給しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第27項の規定は、同日において市長の職にある者に限り適用する。